

広島県教育委員会教育長訓令第二号

本 庁

地 方 機 関

学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等決裁規程（昭和五十三年広島県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項から附則第五項までの規定中「第五項」を「第三項」に改める。

別表第二管理部の部教職員課の項部長専決事項の欄第一号中「教頭」の下に「、総括事務長、事務長、事務長」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「教頭」の下に「、総括事務長、事務長」を加え、同欄第七号中(九)を(十二)とし、(八)を(十)とし、(七)を(九)とし、(六)を(九)とし、(五)の次に次のように加える。

(六) 第九条の二第一項の規定による有効期間の更新

(七) 第九条の二第三項の規定による認定

(八) 第九条の二第五項の規定による免許状の有効期間の延長

別表第二管理部の部教職員課の項課長専決事項の欄第七号の次に次の一号を加える。

七の二 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）に基づく権限のうち、次に掲げるもの

(一) 附則第二条第二項の規定による更新講習修了確認

(二) 附則第三条第三号の規定による確認

(三) 附則第二条第四項の規定による修了確認期限の延期

(四) 附則第二条第五項括弧書の規定による認定

別表第二管理部の部教職員課の項課長専決事項の欄第二十七号中「及び給与の決定」を削る。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。